

農業被害 防護ネット等 購入費補助金



申請期限

令和8年3月13日（金）

補助額

購入費の50%（上限30,000円）

※予算の範囲内での補助金交付（受付順）となります。

対象経費

鳥獣による農業被害を防止する物品の購入費

※令和7年4月1日から令和8年3月13日までの期間に購入し、
町内農地等で利用するものに限る。

対象者

次の事項をすべて満たす方

- (1) 町内で耕作している
- (2) 農業で収入を得ている
- (3) 町税を滞納していない

申請方法

次の書類を町役場産業振興課まで
ご提出ください。

- (1) 申請書
- (2) 領収書等（購入実績が確認できる書類、コピー可）
- (3) 「農業で得た収入があるにもかかわらず確定申告が不要な方」
は、農業で得た収入を証するもの（売上台帳等）
- (4) 「町外在住者」は、確定申告書（住民税申告書）のコピー

▶ 詳細は町HPをご覧ください



問合せ 葉山町産業振興課 農林水産係

☎ 046-876-1111（内線374）